

国際財務報告解釈指針委員会御中

2005年5月31日

IFRIC 解釈指針案 D12・13・14「サービス・コンセッション契約」に対するコメント

D12 は、営業者の受け取る権利が、金融資産と無形資産のいずれに該当するかという観点から会計処理モデルの選択を問題としている。いずれの会計処理モデルを採用する場合であっても、営業者の受け取る権利の資産計上と同時に収益計上を求めている。しかし、我々は、資産の計上区分の問題以上に、収益の認識時期の問題が重要であると考え。すなわち、金融資産であると、無形資産であるとを問わず、資産取得時にその資産から期待される将来キャッシュフローが、今後の営業者の努力に依存している限り、(すなわち、投資成果が投資リスクから未だ解放されていない段階で)、収益認識を行うべきではないと考える。無形資産モデルの場合、建設サービスの提供と引き換えに無形資産を調達した段階で収益認識することに同意しない。

金融資産モデルの場合であっても、営業者が譲与者からキャッシュを受け取る契約上の権利が将来の営業活動に依存していない場合(すなわち、receivable となっている場合)を除き、その資産を取得しただけで収益を認識すべきではない。

D14「サービス・コンセッションー無形資産モデル」

我々は、営業者が無形資産と交換に建設又はその他のサービスを提供する場合、当該交換に基づいて収益及び損益を認識するという D14 の提案に同意しない。BC12 項では、営業者がインフラである道路を CU100 で建設し、受け取る無形資産の公正価値が CU105 であり、コンセッション期間中の現金流入総額が CU200 である例を説明しているため、この例に基づいて同意しない理由を以下で述べる。

- 営業者は、一連の取引を通じて、現金流入総額(CU200)を超える収益総額(CU305)を計上しており、明らかに収益が過大に計上されている。無形資産の公正価値 (CU105) は、本来、その資産(営業権)から生み出されると期待される将来キャッシュ・フロー(道路営業によるキャッシュフローである CU200 に相当する額の見込額)の現在価値である*。従って、建設収益(無形資産を利用した道路営業から「期待される」将来キャッシュフローの現在価値)と料金収益(道路営業を通じて「現実に」稼得したキャッシュフロー)は、ともに道路営業という同一の収益源泉に基づいているにもかかわらず、「期待」の段階と「現実」となった段階で、二重に計上されている。

* IE6 において、建設サービスの公正価値は建設原価をマークアップして算定されているが、仮にそのような計算方法が認められるとしても、それは、このような計算によって得られる数値が、無形資産から生み出される将来キャッシュフローの現在価値の代理数値となり得る場合に限られる。なお、サービス・コンセッションにおいて受け入れた無形資産の公正価値の見積りは困難であり、無形資産の公正価値に基づく収益認識には恣意性が介入せざるを得ないと考えられる。

- D14 が収益の二重計上を認めているのは、無形資産（営業権）を獲得するための道路の建設取引と、無形資産（営業権）を利用した道路営業取引とを2つの独立した投資プロジェクト（会計処理単位）と見ているためであると考えられる。しかし、事業投資の目的は、事業に拘束されないキャッシュ（ここでは狭義のキャッシュのほかに、追加的な営業努力なしに、市場で自由にキャッシュに転換が可能な金融資産を含む）を獲得することであり、そのような将来のキャッシュの獲得を期待して、手許のキャッシュを投下してからキャッシュを回収するまでを1つの投資プロジェクト（会計処理単位）と見るべきである。

この点、D14 では、道路建設の対価として事業目的に拘束されない現金を獲得する取引と、同じ道路建設を行い、それにより無形資産（営業権）を獲得する取引とを同視して、道路建設によって無形資産（営業権）を獲得しただけで収益の認識を求めている。

しかし、同じ道路建設を行った場合であっても、それによって投資の目的であるキャッシュを獲得する場合には、それ自体を独立の投資単位とみることができるのに対して、無形資産（営業権）を獲得した場合には、投資の目的であるキャッシュ獲得のための道路営業を行うために必要な事業用資産としての無形資産（営業権）を調達したにすぎず、投資の目的であるキャッシュの獲得のためには、さらにこの事業用資産を利用した営業努力を行うことが必要であり、事業用資産の調達自体を独立の投資プロジェクトとみて投資の成果である収益の認識を行うことは適切ではない。この場合には、道路営業によるキャッシュの回収を期待した（道路建設という形での）手許のキャッシュの投下から、道路営業による将来のキャッシュの回収までを一つの投資プロジェクトの単位とみて、道路営業によるキャッシュの回収によりはじめて収益を認識すべきである。

- さらに、無形資産価値の前提となる将来キャッシュフローは、その取得段階では営業者の期待にすぎず、これを収益として計上することは、IAS 第 38 号で禁止されている自己創設のれんの計上につながる恐れもある。
- このように、D14 における提案は、現行の収益認識の基準を大きく変更する内容となっているが（資産負債アプローチによる再構成）、収益認識のあり方については、現在、IASB と FASB の共同プロジェクトにおいて、検討が行われているところであり、その結論を待たずに、現行の収益認識のあり方に変更を加えることは好ましくないと考える。

BC8 項及び BC9 項で述べられているように、営業者の建設に関する支出は、道路営業のための無形資産(営業権)を調達するためのものであり、IAS 第 38 号に従って取得原価を累積していると考えられるべきである。この場合、その無形資産を利用した事業活動により、事業目的に拘束されないキャッシュを獲得したときにはじめて収益を認識すべきである。我々

は、BC12 項の例では、無形資産は支出額の CU100 で計上された後、コンセッション期間にわたり償却され、収益は現金流入総額と同額の CU200 のみが計上されるように会計処理すべきと考える。

D13「サービス・コンセッションー金融資産モデル」

D13 の金融資産モデルにおいても、D14 と同様の理由で、営業者が譲与者からキャッシュを受け取る契約上の権利が将来の営業活動に依存している場合は、収益を認識すべきではない。

D12「サービス・コンセッションー会計モデルの判定」

D12 は、サービス・コンセッションにおいて、譲与者が営業者の提供する譲与サービスに対して支払う第一義的な責任を有する場合には、営業者は金融資産モデルを適用しなければならない一方、利用者が支払う第一義的な責任を有する場合には、営業者は無形資産モデルを適用しなければならないことを提案している。

しかし、我々は、以下の理由により、この提案に同意しない。

- D13 及び D14 の設例に見られるように、いずれの会計モデルを適用するかによって、期間損益が全く異なることになる。しかし、いずれの会計モデルを適用すべきかの判定規準である「『第一義的』な支払責任」の意味が必ずしも明確ではない。現実には、譲与者と利用者の双方が支払い責任を負担する場合がある。また、利用者が直接営業者に支払う場合と、利用者がいったん譲与者に支払い、その中から譲与者が営業者に支払う場合とで異なる区分となるのか否かなど、明確でない部分がある。
- さらに、D12 の判定規準によれば、道路事業のサービス・コンセッションにおいて、譲与者又は利用者が交通量の実績に応じて営業者に支払う場合のように、営業者にとって現金流入パターンが全く同様となる取引についても、第一義的な支払者が誰であるかの違いだけによって、全く異なる期間損益が計算されてしまうことになってしまう。このように営業者にとっての経済的実質が同じ取引について、異なる会計モデルを適用し、異なる期間損益を計算することは、フレームワークである“substance over form”の精神に反し、表現の忠実性を損なうものとする。

我々のコメントが IFRIC 及び IASB での議論に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長